

第七五回

参第四号

最高裁判所裁判官任命諮問委員会設置法（案）

（設置）

第一条 内閣に、最高裁判所裁判官任命諮問委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 委員会は、裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第三十九条第四項の諮問に応じ、最高裁判所の裁判官の候補者の選考について、調査審議し、意見を答申する。

（資料提出の要求等）

第三条 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、官公署その他に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（組織）

第四条 委員会は、委員二十一人をもつて組織する。

（委員）

第五条 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- 一 衆議院議長
- 二 参議院議長
- 三 最高裁判所長官
- 四 検事総長
- 五 日本弁護士連合会の会長
- 六 最高裁判所が指名する裁判官 六人
- 七 日本弁護士連合会が指名する弁護士 六人
- 八 最高裁判所長官が指名する学識経験者 二人
- 九 日本弁護士連合会の会長が指名する学識経験者 二人

（最高裁判所長官が欠けた場合の特例）

第六条 最高裁判所長官が欠けた場合における前条の規定の適用については、後任者が定まるまでは、同条中「最高裁判所長官」とあるのは「最高裁判所長官があらかじめ最高裁判所判事のうちから指定した者」とする。

（委員の任期）

第七条 第五条第六号から第九号までに掲げる者たる委員の任期は、二年とする。

2 前項の委員は、再任されることができない。

（委員長）

第八条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員があらかじめ互選した者が、その職務を行う。

(会議)

第九条 委員会は、十四人以上の委員の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事)

第十条 委員会の議事に関し必要な事項は、委員長が会議の議を経て定める。

(答申)

第十一条 委員会は、最高裁判所長官の候補者に係る諮問については二人以内の候補者の氏名を挙げて、最高裁判所判事の候補者に係る諮問については任命予定者の数の二倍以内の数の候補者の氏名を挙げて、答申するものとする。

2 委員会は、答申をするに当たっては、候補者として適当と認めた理由を付記しなければならない。

3 委員は、答申書に答申と異なる意見の併記を求めることができる。

4 委員会は、答申後速やかに、第一項の候補者の氏名及び第二項の理由を公表しなければならない。

(庶務)

第十二条 委員会の庶務は、内閣官房において処理する。

(主任の大臣)

第十三条 委員会に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(委任規定)

第十四条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(裁判所法の一部改正)

2 裁判所法の一部を次のように改正する。

第三十九条第三項の次に次の二項を加える。

内閣は、第一項の指名又は第二項の任命を行うには、最高裁判所裁判官任命諮問委員会に諮問しなければならない。

前項の諮問をするに当たっては、答申期限を定めるものとする。この場合において、答申期限は、諮問の日から三十日を経過した日以後でなければならない。

理 由

最高裁判所長官の指名及び最高裁判所判事の任命の適正化に資するため、最高裁判所裁判官の候補者の選考についての諮問機関として内閣に最高裁判所裁判官任命諮問委員会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。